

H30 年度診療報酬についての疑義解釈について、4 月にお知らせをしましたが、リンクが削除されていますので、再度お知らせをします。

特定行為について診療報酬の加算が受けられるものは、今現在、以下の 4 点です。

厚生労働省保険局医療課 事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その1)」(3月30日)
より抜粋・医科 21 問 106・医科 25 問 122 問 123・医科 30 問 149

問 106 特定集中治療室管理料 1 及び 2 の施設基準で求める「集中治療を必要とする患者の看護に係る適切な研修」には、どのようなものがあるのか。

(答)現時点では、以下のいずれかの研修である。① 日本看護協会認定看護師教育課程「集中ケア」の研修 ② 日本看護協会認定看護師教育課程「救急看護」の研修 ③ 日本看護協会認定看護師教育課程「新生児集中ケア」の研修 ④ 日本看護協会認定看護師教育課程「小児救急看護」の研修 ⑤ 日本看護協会が認定している看護系大学院の「急性・重症患者看護」の専門看護師教育課程 ⑥ 特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる「呼吸器(気道確保に係るもの)関連」「呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連」「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」「血糖コントロールに係る薬剤投与関連」「循環動態に係る薬剤投与関連」「術後疼痛関連」「循環器関連」「精神及び神経症状に係る薬剤投与関連」の 8 区分の研修 なお、⑥については、8 区分全ての研修が修了した場合に該当する。

【糖尿病合併症管理料】 問 122 糖尿病合併症管理料の要件である「適切な研修」として、特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修は該当するか。(答) 特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる「創傷管理関連」及び「血糖コントロールに係る薬剤投与関連」の区分の研修が該当し、両区分とも修了した場合に該当する。

【糖尿病透析予防指導管理料】 問 123 区分番号「B 0 0 1」の「27」糖尿病透析予防指導管理料の看護師の要件である「適切な研修」として、特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修は該当するか。

(答) 特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる「血糖コントロールに係る薬剤投与関連」の区分の研修は該当する。

【在宅患者訪問褥瘡管理指導料】 問 149 区分番号「C 0 1 3」在宅患者訪問褥瘡管理指導料の要件である「所定の研修」として、特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる研修は該当するか。

(答) 特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる「創傷管理関連」の区分の研修は該当する。